# 13. 利用者負担額(保育料)等

### ■利用者負担額(保育料)について

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもについては、利用者負担額(保育料)は無償です。

〇歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として利用者負担額(保育料)は無償です。また、子どもが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、認定こども園などを利用する最年長の子どもから数えて、第2子にあたる場合は半額、第3子以降にあたる場合は無償となります。(年収 360 万円未満相当世帯への軽減については、認定こども園などの利用の有無、上のきょうだいの年齢は関係ありません。)

## (参考)

### 保育所・認定こども園(2号・3号認定)令和7年度保育料表(保育認定利用者負担額表)

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)	
階 層	定義		保育標準時間	保育短時間
А	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円の
В	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの利用者負担額については、前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税となる世帯		0	0
С	A階層、B階層及び $D_1 \sim D_9$ 階層を除き、当該年度分均等割市町村民税が課税となる世帯		9,000	8,900
D <sub>1</sub>	A階層を除き、当該年度分市町村民税課税 世帯であって、その所得割課税額の区分が 次の区分に該当する世帯	1,500 円未満	11,000	10,900
D <sub>2</sub>		1,500 円以上 24,000 円未満	15,000	14,800
Dβ		24,000 円以上 48,600 円未満	18,000	17,800
D <sub>4</sub>		48,600 円以上 97,000 円未満	24,000	23,700
D <sub>5</sub>		97,000 円以上 133,000 円未満	32,000	31,600
D <sub>6</sub>		133,000 円以上 169,000 円未満	44,000	43,400
D <sub>7</sub>		169,000 円以上 301,000 円未満	50,000	49,300
D <sub>8</sub>		301,000 円以上 397,000 円未満	52,000	51,200
D <sub>9</sub>		397,000 円以上	58,000	57,100

#### 備考

- 1 この表の「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同条第1項第2号に規定する所得割(この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)をいう。
- 2 この表において「保育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育量の認定を、「保育短時間認定」とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育量の認定をいう。

- 3 B階層からD₄階層まで(市町村民税所得割額77,101円未満に限る。)に認定された世帯が次に掲げる世帯の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とし、特定被監護者等(教育・保育給付認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であって、教育・保育給付認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合においては、第2子以降を無料とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯

単位:円

	利用者負担額(月額)		
階層	保育標準時間	保育短時間	
В	0	0	
С	4,000	3,950	
D <sub>1</sub>	4,000	4,000	
D <sub>2</sub>	4,000	4,000	
Dз	4,000	4,000	
D <sub>4</sub>	4,000	4,000	

4 B階層に認定された世帯で、特定被監護者等が2人以上いる場合においては、第2子以降を無料とする。 C階層からD4階層まで(市町村民税所得割額57,700円未満に限る。)に認定された世帯で、特定被監護者等が2人以上いる場合においては、第2子を半額、第3子以降を無料とする。 D4階層(市町村民税所得割額57,700円以上に限る。)からD9階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが特定教育・保育若しくは特定地域型保育を利用し、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援(以下「児童発達支援等」という。)を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる子どもが特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業の提供を受けるときは、第2欄に掲げる額をその子どもに係る利用者負担額とする。

第1欄	第2欄	
ア 同一世帯において特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を受けている若しく は児童発達支援等を利用している子どものうち、年長者(該当する子ども2人以上 の場合は、そのうち1人とする。)	保育認定利用者負担額表に定める額	
イ ア以外の子どものうち、年長者(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち 1人とする。)	保育認定利用者負担額表に定める額 の2分の1の額	
ウ 上記以外の子ども	O円	

- (1) 利用者負担額(以下「保育料」といいます。)は、**保護者(両親)の市町村民税所得割額の** 合計額によって決定します(家計の主宰者が祖父母等であると判断される場合は、その額も 算定の対象になります)。
- (2) 4月分から8月分までは、令和7年度の市町村民税所得割額(令和6年中の所得に基づき算定されたもの)により算定し、9月分から3月分までは、令和8年度の市町村民税所得割額(令和7年中の所得に基づき算定されたもの)により算定します。毎年7月以降に課税状況の調査を行い、8月下旬に9月分以降の保育料をお知らせします。(4月分にさかのぼって変更するものではありません。)
- (3) 税額に変更があった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、申し出てください。
- (4) 保育所等へ登園しなくても、月の途中で退所しても、その月の保育料は納めていただきます。

## ■食材料費について

3歳児クラスから5歳児クラスまでの主食費(米・パンなど)・副食費(おかず、おやつなど)については利用施設に直接支払う必要があります。ただし、下記の要件に該当する該当する子どもについては、副食費の支払いが免除になります。

# 【副食費の支払いが免除になる子ども(下記のいずれかに該当する場合は免除となります)】-

- 市町村民税所得割合算額が、57,700 円未満の世帯に属するすべての子ども (ひとり親世帯等(※)においては、市町村税所得割合算額が77,101 円未満)
- ・世帯の所得にかかわらず、第3子以降の子ども (幼稚園、認定こども園・保育所等を利用する小学校就学前の子どもで算定) ※ひとり親世帯等とは、12ページ、3(1)~(7)に該当する世帯

### ■その他の費用について

その他、通園送迎費、行事費などは別途、保護者の負担になります。 主なものについては、21~24ページをご覧ください。

